

社会福祉法人

日本国際社会事業団定款

昭和 34 年 9 月 15 日

社会福祉法人設立認可
(厚生省東児第 299 号)

昭和 34 年 9 月 30 日

設 立 登 記

昭和 40 年 9 月 16 日

定 款 変 更 認 可

昭和 41 年 8 月 22 日

定 款 変 更 認 可

昭和 53 年 4 月 19 日

定 款 変 更 認 可

昭和 63 年 11 月 13 日

住 所 変 更

平成 4 年 11 月 8 日

住 所 変 更

平成 8 年 12 月 20 日

定 款 変 更 認 可

平成 22 年 6 月 17 日

定 款 変 更 認 可

平成 25 年 4 月 9 日

住 所 変 更
定 款 変 更 認 可

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、国籍、人種、信条の別なく個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を国内及び国際社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- (イ) 二カ国以上にわたる連携活動によって解決されうる問題を持つ生計困難者に対して、社会的援助を与え、生活に関する相談に応ずる事業
- (ロ) 家庭に恵まれない児童、特に国籍または人種が異なる親を持ち、社会的援助を必要とする児童とその家族の福祉の増進について相談に応ずる事業
- (ハ) 国際養子縁組事業

この法人は前項の目的を達するため、上記（イ）、（ロ）及び（ハ）に記載されている第二種社会福祉事業の他、次の事業を行う。

- (1) 国外転住から生じる個人的社会的問題の解決について、個人および家庭を援助する事業
- (2) 在日外国人および国際紛争により影響を受けた難民や避難民を含む人々への社会適応、援助促進事業。

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人日本国際社会事業団という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって国内及び国際社会における福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を東京都文京区湯島一丁目10番2号 御茶ノ水 K&K ビル 3F に置く。

第2章 役 員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名
- (2) 監事 2名

- 2 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち2名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

(理事長、副理事長の選任及び法人の代表権)

第6条 この法人に理事長1名、副理事長3名を置き、理事の互選により選任する。

- 2 理事長は、この法人を代表する。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長の指名した副理事長が、その職務を代理する。

(常務理事)

第7条

この法人に常務理事1名を置き、理事の中から理事長が指名する。

- 2 常務理事は、理事長、副理事長を補佐し、理事長の命を受けて、この法人の常務を処理する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第9条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第10条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第11条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することはできない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第12条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、副理事長が、副理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、常務理事が理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第13条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び厚生労働大臣に報告するものとする。

3 監事は前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会および評議員会に出席して意見を述べるものとする。

第3章 名 誉 会 長

第14条 この法人に1名の名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3 名誉会長は、この法人の運営に関して、助言することができる。

第4章 顧 問

第15条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務について理事会の諮問に答え又は意見を具申することができる。

4 任期については役員の任期に順ずる。

第5章 評 議 員 及 び 評 議 員 会

(評議員会)

第16条 評議員会は、21名の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを召集しなければならない。

4 評議員会に議長を置く。

5 議長は、その都度評議員の互選で定める。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することが出来ない。

7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第17条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) 法人の運営に関する規則の制定および変更
- (9) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第18条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第19条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第20条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は再任されることができる。

第6章 会 員

第21条 この法人に、会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規定は、理事会において別に定める。

第7章 委 員 会

第22条 この法人に委員会を置く。

2 委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは理事長の諮問に答え、又は意見を具申する。

3 委員会に関する規程は、別に内規で定める。

第8章 事 務 局 および 職 員

第23条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 この法人に事務局長を1名置くほか、職員若干名を置き、常務理事の推薦により、理事長が任免する。
- 3 事務局および職員に関する規程は、別に内規で定める。

第9章 資産及び会計

(資産の区分)

第24条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
現金 130万円
- 3 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第33条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第25条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、厚生労働大臣の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には厚生労働大臣の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行

う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第26条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第27条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第28条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第29条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない

- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第30条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第31条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第32条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第10章 公益を目的とする事業

(種別)

第33条 この法人は社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を国内及び国際社会において営むことができるよう支援することなどを目的として次の事業を行う。

- (1) 国際養子縁組に関する調査事業
- (2) 国境を越えた者の家族再会にあたっての調査・援助事業
- (3) 難民・難民申請者を含む在日外国人および国際紛争により影響を受けた人々等への社会適応促進事業
- (4) 無国籍児の国籍取得支援および適応サービス事業
- (5) 国際養子縁組に関する研修・調査および研究事業
- (6) 国際的福祉事業に関わる資料などの翻訳事業
- (7) この法人の目的遂行のため、国内国外における政府機関、国際機関及び公私の福祉機関との連絡、協力及び調整事業。

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第34条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第11章 解散及び合併

(解散)

第35条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第37条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

第12章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、厚生労働大臣の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係わるものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第 13 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人日本国際社会事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	松 田 竹 千 代
副 理 事 長	菅 支 那
書 記	牧 賢 一
会 計	渋 沢 多 歌
常 務 理 事	田 村 き み
理 事	植 村 甲 午 郎
理 事	葛 西 嘉 資
理 事	細 野 軍 治
理 事	東ヶ崎 潔
理 事	ケネス・E・ハイム
理 事	ジョン・ハウス
監 事	神 田 多 恵 子
監 事	ロバート・スミス